

小田原市監査委員公表第1号

令和元年5月28日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 数馬勝

小田原市監査委員 鈴木美伸

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成31年3月26日付け監査第71号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	補助金交付について、交付事務や確定事務の審査に不適正なものが見受けられた。 (観光課)	補助金交付要綱に基づいて、交付申請時には補助事業者から提出された書類をよく精査し補助対象経費が正しく計上されているか、また、確定時には実績を十分確認するとともに、複数の職員でチェックを行うなど、確認の徹底を図り適正な事務処理を行うこととした。
2	契約書の収入印紙について、貼付していないものや、金額に誤りがあるものが見受けられた。(図書館)	誤りのあった契約書の収入印紙(4件)については受託者に連絡して修正を行った。今後、契約書を受領する際には印紙税額を必ず確認することを図書館内で周知徹底した。

3	<p>契約書の収入印紙について、貼付していないものや、金額に誤りがあるものが見受けられた。(営業課)</p>	<p>印紙税法に該当する契約の締結に当たっては、収入印紙の金額について印紙税法別表第一をよく確認するとともに、契約の相手方が貼付した金額に疑義が生じた場合には、印紙税額について税務署に確認するよう指導した。</p>
4	<p>公園内行為許可について、規則で定める申請書類が添付されていないものや、許可した者に対し鑑札を交付していないものが見受けられた。</p> <p>(小田原城総合管理事務所)</p>	<p>公園内行為に係る許可事務について、申請書類に漏れがないよう確認を徹底するとともに、規則の定め通り鑑札を交付するよう執り行います。</p>